

# スポーツ活動における安全に関する 指導者の責任について (5)

遠藤 勝恵\*・福元 和行\*\*

A Study on Liabilities for Safety of Instructor  
& Supervisor in Sports Activities (5)

Katsue ENDO\* and Kazuyuki FUKUMOTO\*\*

キーワード：野外活動・指導者・安全・不法行為責任

## I. はじめに

筆者は以前に、スポーツ活動における安全についての指導者の責任について検討する機会をもった。<sup>(1)(2)(3)(4)</sup>

それらにおいては、指導者の法的責任、とりわけ判例を手がかりとして不法行為責任について、指導に関する責任・監督に関する責任・人的設備の管理に関する責任・物的設備の管理に関する責任にわけて、検討した。

また、体育やスポーツ活動をめぐる指導者のはたらきかけの時間的経過の面から、運動実施前・実施中・実施後の各局面に分け、さらに、運動種目としては、水泳プールにおける水泳活動の場合、海や河川などの野外における水泳活動の場合、さらに運動実施前の局面での登山やキャンプなどの野外活動の場合について各々検討した。

今回は、それらをふまえて、同様に指導者の不法行為責任について、指導・監督・人的設備の管理・物的設備の管理の各々の責任に分けて、登山やキャンプなどの野外活動について、運動実施中の局面について、判例の資料として「不法行為判例集成」<sup>(5)</sup>を用い、指導者の安全面についての基本的な責任の内容を検討して明らかにし、スポーツ活動における事故防止のための基礎とする。

(尚、スポーツ活動における指導者の、法的責任を含めた責任の種類や、法的責任の中の不

---

\* 山口大学教育学部      \*\* 鳥取大学教育学部

法行為責任の基本的内容については、前述の拙稿「スポーツ活動における安全に関する指導者の責任について(1)」に概述してあるので、参照されたい。

[注]

- (1) 拙稿「スポーツ活動における安全に関する指導者の責任について(1)」山口県体育学会編（平成5年）山口県体育学研究・第37号所収
- (2) 同上「スポーツ活動における安全に関する指導者の責任について(2)」山口大学教育学部附属教育実践研究指導センター編（1994年）教育実践研究指導センター研究紀要・第5号所収
- (3) 同上「スポーツ活動における安全に関する指導者の責任について(3)」山口大学教育学部編（1994年）山口大学教育学部研究論叢・第44巻第3部所収
- (4) 同上「スポーツ活動における安全に関する指導者の責任について(4)」山口大学教育学部編（1996年）山口大学教育学部研究論叢・第46巻第3部所収
- (5) 加藤一郎・宮原守男・野村好弘編（昭和51年）不法行為判例集成・第10巻・人の被害(1)・ぎょうせい（加除式）

## II. 運動実施中の責任について

### 1. 野外活動の参加者への指導の責任について

登山やキャンプなどの野外活動の参加者に対して指導者の立場にあるものが、安全面から運動実施中に指導すべきこととしては、次のことがらがあげられる。

- (1) 野外活動中においても、折りにふれて参加者に対して活動の安全のために適切に指示や注意をする。<sup>(1)(2)(3)</sup>

特に、次のような場合には参加者の指導に注意する。

- ①夜間の活動の場合<sup>(4)</sup>
- ②近くに危険箇所を発見した場合<sup>(5)</sup>
- ③危険箇所を通過する場合<sup>(6)</sup>

- (2) 当該の野外活動中の状況に応じて、なるべく具体的な指示や注意を参加者に対してする。<sup>(7)(8)(9)</sup>

- (3) 参加者への指示や注意が、活動中の状況に対応して、確実に参加者に伝わるように留意する。<sup>(10)</sup>

- (4) 活動実施途中の休憩・解散などの時であっても、安全の確保のために必要に応じて、参加者に対して指示や注意をするようにする。<sup>(11)(12)(13)</sup>

ただし、参加者が成人や成人に近い判断力をもつと考えられる高校生などの場合には、本人の危険回避のための自主的な行動が期待でき、それを前提とした指示や注意でよい。<sup>(14)</sup>

- (5) もしも活動実施中に危険やその可能性が見つけられたならば、ただちにその状況に応じて、参加者に対して安全のために適切に指導をする。<sup>(15)</sup>

- (6) 臨時的な外部からの指導者の指示や注意などに対しても、きちんと従うように参加者を指導する。<sup>(16)</sup>

## 2. 野外活動の参加者への監督の責任について

野外活動の参加者に対して指導者の立場にあるものが、安全面から運動実施中に監督すべきこととしては、次のことがらがあげられる。

- (1) 野外活動の参加者の安全の確保のために、活動中においても参加者を適切に保護し、監督しておく。<sup>(17)(18)(19)(20)(21)(22)(23)(24)</sup>

また、集団での活動の場合には、各々の指導者は、自分が直接に担当しない参加者であっても、指導者相互で監視し合って全体として参加者の安全をはかれるようにしている。<sup>(25)(26)</sup>

- (2) 活動中に、特に危険と思われるような状況や場所に遭遇した場合には、その状況に応じてそれまで以上の注意を払うようにして、参加者の安全を確保するようにする。<sup>(27)(28)(29)(30)(31)(32)</sup>

特に、体力や技術などで劣るような参加者に対しては、必要に応じて補助などをして、安全を確保するようにする。<sup>(33)(34)(35)(36)(37)</sup>

- (3) もしも活動中に、危険の発生やその可能性が見つけれられたならば、その状況に応じて参加者に危険が及ばないように、適切な監督の措置をとるようにする。<sup>(38)(39)(40)(41)(42)(43)</sup>

ただし、参加者の体力・技術・経験などが相当に高いものである場合には、参加者自身の危険回避の自主的な判断・行動を期待してもよく、それを前提とした監督でよい。<sup>(44)(45)(46)</sup>

- (4) 活動実施途中での休憩や一時解散などの時でも、その状況での必要性に応じて、参加者の監督をしておくようにする。<sup>(47)(48)(49)(50)</sup>

ただし、参加者が成人や成人に近い判断能力を有すると考えられる高校生などの場合には、危険回避の自主的な判断能力や行動力能力などを期待してもよく、それを前提とした監督でよい。<sup>(51)(52)(53)(54)(55)</sup>

- (5) 活動実施中の他の集団との接触などにも注意を払い、他の集団の者とのけんかなどの事故の防止にも配慮しておく。<sup>(56)(57)(58)(59)(60)</sup>

## 3. 人的設備の面の責任について

野外活動の参加者に対して指導者の立場にあるものが、安全のための監視体制などの人的設備について、運動実施中に整えておくべきこととして、次のことがらがあげられる。

- (1) 活動中の参加者の体調や動静などを監視して把握しておくための指導者の組織体制を整えておくようにしている。<sup>(61)(62)</sup>
- (2) 活動中の参加者の安全確保のために、指導者の間で相互に連絡をとり協力し合うようにしている。<sup>(63)</sup>
- (3) 運動実施中に予定外の出来事が発生した場合でも、参加者の安全のために、状況に応じて臨機応変に適切な体制をとるようにする。<sup>(64)</sup>

## 4. 物的設備の面の責任について

野外活動の参加者に対して指導者の立場にあるものが、安全のための物的設備について運動実施中に整えておくべきこととして、次のことがらがあげられる。

- (1) 当該の野外活動の内容に応じた適切な施設を利用する。<sup>(65)</sup>
- (2) 当該の野外活動の内容に応じた適切な装備や用具を用意して使用する。<sup>(66)(67)(68)(69)(70)</sup>
- (3) 運動実施中においても、天候や周囲の状況の変化にもたえず注意を払っておき、把握しているようにする。<sup>(71)(72)(73)</sup>

もしも運動実施中に、周囲の状況の変化などにより危険が生じたり、またはその可能性がつけられた場合には、速やかにその状況に応じて危険を回避するための措置をとるようにする。<sup>(74)(75)(76)</sup>

[注]

- (1) 加藤一郎・宮原守男・野村好弘編（昭和51年）・不法行為判例集成・第10巻・人の被害(1)・ぎょうせい・P. 277・45「高校は、(中略)旅館についてからも班長を介し、(中略)一般的な注意をくり返していた(後略)」
- (2) 同上・P. 277・45「高校は、(中略)旅館についてからも(中略)食事に全員集まったりした際に前記のような一般的な注意をくり返していた(後略)」
- (3) 同上・P. 585「前記三のとおり、被告沖田は、竹とんぼ等竹細工遊びに先立ち、一郎らに対し、小刀の使い方、竹とんぼの飛ばし方、飛ばす前に指導者の点検を経ること、人の前及び人の近くでは飛ばしてはならないこと等指導の注意を与えていた(後略)」
- (4) 同上・P. 277・41「右注意義務(危険を回避し、生徒の安全を確保すべき注意義務・筆者注)は夜間の行事を実施する場合、特に強く要求されるものである(後略)」
- (5) 同上・P. 1304「登山中リーダー等は(中略)、特に危険箇所を通過する際にはその者(装備、技術、経験、体力等の劣る者・筆者注)の動静を十分注視し、かつ、同人が危険の意識を欠くときには注意を喚起し、安全な通過方法を指示し、場合によっては助勢する等適切な措置をとって、参加者の安全を確保する注意義務があるものといわねばならない。」
- (6) 同上・P. 277・41「中学一年生を対象とする校外教育活動として登山旅行を実施する中学校の教職員は、(中略)生徒を引率するに際しては、(中略)危険箇所を発見した場合、生徒に対しこれに近寄らないよう注意し、また近寄るときには十分な注意を払うよう指示説明して、危険を回避し、生徒の安全を確保すべき注意義務があり、(後略)」
- (7) 同上・PP. 282～283「同日、午前八時三〇分頃、B班は、猿倉に到着し、生徒を猿倉荘前の広場に整列させ、富田信三教諭は、当日の日程は軽登山や物見遊山ではないこと、引率者の指示に従うべきことを注意し、特に、前夜、生徒に注意すべき事項として打合せていた次の三点を強調した。
  1. 道路の状態がゆるんでいてすべりやすいので足もとには十分注意すること。
  2. 河原の石が動きやすいので石の端に乗ったりしないこと。
  3. 雪渓はコンクリートのように固いので危険であるから、決して近づいてはならないこと。手でさわったりしてはいけないこと。」
- (8) 同上・P. 283「同日午前一〇時頃、B班の生徒は白馬尻小屋の上方約五〇〇メートルの地点に到り、同所で生徒全員を整列させた後、そこにしゃがませて、山案内人の中村孝光から、雪渓の成因、厚さ、性質、雪崩等について説明した後、落石、雪渓の危険な状況についても

- 説明し、雪溪はこの付近からでも見えるから近づいてはならない、雪溪の上に乗ったり、石を投げたりしないようにとの注意があった。」
- (9) 同上・PP. 285～286「前記認定のとおり、引率者としての教諭の生徒に対する注意は、修学旅行の準備段階においては、一般的、抽象的になされていたものが、その実施にあたり、特に猿倉と解散地点においては、中村孝光案内人及び富田信三教諭らから、雪溪の成因と危険性について説明があり、近寄るな、乗るな、さわるな、石を投げるな、等と個別的、具体的な注意がなされ、おおよその見学すべき場所も指示され、生徒はこれを理解していたと考えられ、かつ雪洞の雪庇は、外観上から危険であることは充分認識し得られた状態にあったと考えられる。(中略) 以上のような、引率者の注意と監視の行為を考えるならば、判断力の未熟なものがまだ残り、旅行という浮ついた気持ちのあることを考慮に入れても、一七年余に達した高校二年生という成人に近い判断能力を有している者に対する注意義務としては欠けるものがあったということではできない。」
- (10) 同上・PP. 283～284「雪溪見学の間、(中略) 富田信三教諭は、解散地点から数十メートル上方まで行った生徒に対して、携帯マイクを使用して、上方の岩から上には絶対に行ってはいけない等と呼びかけて注意したり、(後略)」
- (11) 同上・P. 279「右義務は、生徒を一時休憩のため解散し、自由に雪溪を見学させる場合でも免除されるものではなく、解散に際しては、生徒に危険な状態等について注意するのみでなく、(後略)」
- (12) 同上・PP. 283～284「雪溪見学の間、(中略) 富田信三教諭は、又、解散地点からすこし離れた付近を歩きまわりながら、谷間の方に降りて行った生徒に注意したり、(後略)」
- (13) 同上・PP. 662～663「同校学年主任森教諭は、児童生徒らを解散させるに当たり、他校生も遠足に来ていることを告げて、これと喧嘩しないよう注意を与え、さらに、遊び場所を春吉小学校児童生徒の来ていなかった本堂前広場と小広場に限定し、他校生には近づかぬよう指図し、かつ、同教諭らの目がひととおり行き届く範囲内で自校の児童生徒らに食事を摂らせたことは、その時点においては一応適切な措置であったものというべく、右の範囲内においては森教諭らに監督義務の懈怠はなかったとみるべきである。」
- (14) 同上・P. 279「しかし、右義務の内容は、小学校又は幼稚園の児童又は園児のように心身の発達が未熟で判断能力の低い者に対するそれと、成人に近い判断能力を有するまでに心身の発達している高等学校の生徒に対するそれとは自ら差異があると解すべきである。」
- (15) 同上・P. 277・47「右丙川はこれを怠り二〇四号室の生徒らが相撲かレスリングなどをして暴れていたことを認識し、かつ、万一の場合の危険性まで考えた(丙川証言)にもかかわらず、何ら具体的な調査をせず従って状況に応じた適切な注意ないし措置をすることもなく退室した点において過失があるというべきである(後略)」
- (16) 同上・P. 283「続いて、富田信三教諭も、右中村孝光(資格を有する地元の山案内人・筆者注)の注意をよく守るようにと告げ、(後略)」
- (17) 同上・P. 277・46「公立学校の教員は、学校教育法等の法令によって、生徒を保護し監督する義務があり、この監督義務は学校における教育活動及びこれと密接不離の関係にある生活関係の範囲に及ぶものであることはいうまでもない。」

- (18) 同上・P. 277・47「ところで、丙川についても引率教員の一人として前述のように生徒に対する監督義務を認められる（後略）」
- (19) 同上・P. 585「前記三のとおり、被告沖田は保護者の団体である後援会から少年団の団員の指導、監督を委嘱され、少年団の団長たる地位にあり、本件キャンプにおいては引率者たる地位にあったものであるから、被告沖田は民法七一四条二項の代理監督者として一郎（事故の被害者・筆者注）を監督すべき義務を負担しているものと解するのが相当なところ、（後略）」
- (20) 同上・P. 660「小学校の教諭が小学校における教育活動あるいはこれと密着した範囲における活動に関し、その担任する児童生徒を自己の監督下においた場合には、いわゆる代理監督者としての責任を負わなければならないことは多言を要しない。」
- (21) 同上・P. 660「したがって、本件遠足において、責任無能力者である前記小林哲男を担任教諭として引率していた前記堤節子は、本件当時、法定の監督義務者である親権者等に代わって責任無能力者を監督すべきいわゆる代理監督者の責任を負っていたことは明らかである。」
- (22) 同上・P. 660「公立学校の教諭は、その職務上、教育活動に関してその児童生徒を監督保護すべき義務を負うものであり、（後略）」
- (23) 同上・P. 662「金山小学校教諭先沖ほか二名については、引率して来た控訴人ら同校児童生徒が校外における集団行動のためにおこりうる交通事故その他の事故の回避について配慮し監督すべき義務があるものというべきところ、（後略）」
- (24) 同上・P. 1299「サイクリングリーダーたる者は、たんに、目的地までの完走にだけ重点を置いて指導してよいものではなく、自転車走行者の安全確保にも重点をおくべきことは当然のことである（後略）」
- (25) 同上・PP. 660～661「小学校における教育活動として行われる遠足のような集団教育の行事は、管理の行き届いた学校内とは異なり、校外における多数の児童生徒の集団行動として行われるものであることなどの事情に鑑み、その行事に引率者として参加する各教諭は、自己の担任学級に属する児童生徒については勿論のこと、引率者として事実上監護を及ぼすことのできる全児童生徒に対し、集団行動のためにおこりうる事故について共同して監護する義務を負うものと解すべきである。」
- (26) 同上・P. 277・47「なお、丙川は井上、被告甲野らの担任ではなかったが、担任である月山にかわって見回りにいったものであり、右注意義務は担任であるか否かには関係ないものといわざるをえない。」
- (27) 同上・PP. 277・31・六～277・31七「下山にあたり小泉はリーダーの加藤に対し、（中略）三ッ岩から先の未知の部分にどんな危険箇所があるかわからないから、普通はキスリングの中にしまっておくザイルをいつでも取り出せるように四〇メートルザイルはリーダー加藤の、二〇メートルザイルはサブリーダー角田のキスリングのそれぞれ一番上に取りつけておくよう指示した（後略）」
- (28) 同上・P. 277・31・八「隊列が一定の充分な間隔を保っていればたしかに本件のごとき大量遭難を防ぐことができたとは言えるであろう。」
- (29) 同上・P. 277・31・八「視界は森林限界沿いでは大体二〇メートル前後、本件事故現場

- 付近で一〇ないし二〇メートルであったからパーティーのメンバーを見失わないようにする必要もあった（後略）」
- ③⑩ 同上・P. 277・31・八「夕刻までに大樽小屋に辿り着くためにはある程度の速さで進まなくてはいけない（後略）」
- ③⑪ 同上・P. 277・31・九「雪崩発生の危険のある箇所に着したときには、事故予防のため下山を中止し退却、退避し、または一人ずつザイルでトラバースさせるなどの状況に応じた適切な処置をとるべきことは当然である（後略）」
- ③⑫ 同上・P. 285「もともと、本件見学は、（中略）大雪渓を見学することが目的であるから、生徒に雪渓の危険性を理解させ、これに近づかないよう監視することが引率者としての最も重要な注意義務の内容であると考えられる。」
- ③⑬ 同上・P. 277・31・七「初心者に対しては顧問らを信頼して慎重に行動するようにとの説明をしている（後略）」
- ③⑭ 同上・P. 277・31・八「森林限界付近はくろぶしからひぎ下くらいまでの新雪があったがその下はやはりクラストしており初心者の後ろで経験者が補佐する必要があった（後略）」
- ③⑮ 同上・P. 1304「登山中リーダー等は装備、技術、経験及び体力等の劣る参加者の動静に関心を払い、（後略）」
- ③⑯ 同上・P. 1304「登山中リーダー等は（中略）、特に危険箇所を通過する際にはその者（装備、技術、経験、体力等で劣る者・筆者注）の動静を十分注視し、（後略）」
- ③⑰ 同上・PP. 1304～1305「そのため、被告池ヶ谷は（中略）、本件事故現場の道を渡り切った付近で順次鎖場を約三、四〇メートル下降したうえ本件事故現場を通過して来る参加者を待ってだけで、邦子（事故の被害者・筆者注）が同様にして鎖場を下降し、眼鏡をはずしたまま前記のように危険箇所である本件事故現場を通過しようとしたにもかかわらず、同所を通過し終わった者に気をとられ同女の動静を注視していなかったため、同女に対し注意を喚起したり、安全な通過方法を指示することができず、同女に対する安全確保の義務を怠り、（後略）」
- ③⑱ 同上・P. 277・31・七「滑落や雪崩の危険については、初心者である一、二年生に不安を与えないようあえて話さなかった（後略）」
- ③⑲ 同上・P. 277・47「教員が生徒のいる部屋を見回りに行った場合には、当然生徒の動静に注意し、生徒達が注意事項に違反した粗暴な行動に出ているか否かを調査し違反行為があればこれを中止させるべき注意義務のあるところ、（後略）」
- ④⑰ 同上・P. 277・47「右丙川はこれを怠り二〇四号室の生徒らが相撲かレスリングなどをして暴れていたことを確認し、かつ、万一の場合の危険性まで考えた（丙川証言）にもかかわらず、何ら具体的な調査をせず従って状況に応じた適切な注意ないし措置をすることもなく退室した点において過失があるというべきである（後略）」
- ④⑱ 同上・P. 277・47「丙川が見回りに際してつくすべき右注意義務をつくしておれば、被告中野が本件のような状況下すなわち遊びの程度を超えた状況下でボクシングをしていたことを容易に発見でき直ちにこれを制止しえたものと認められる。」
- ④⑳ 同上・PP. 585～586「飛ばした竹とんぼが眼に当ることは十分予見可能であるところ、

本件においては、被告沖田が他の少年が製作した竹とんぼを手直しし、手渡しできる位置に座していた一郎に試験飛行を命じ、一郎はその位置で座したまま竹とんぼを飛ばしたものであるから、被告沖田は一郎の行動により関心をもって然るべきで、その行動を注視して事故の起こらないよう監督することが可能であったにもかかわらずこれを怠ったもので、被告沖田は監督義務を尽くしたものであるといえることはできない。」

- (43) 同上・P. 662「加害者小林哲男の引率者である右三教諭については、右加害行為の発生を防止するについて何らの措置にも出なかった点に過失がある、というべきである。」
- (44) 同上・P. 1299「サイクリングリーダーたる者は、(中略)サイクリングのメンバーが中学生である場合には、サイクリングをすることによって、集団行動になじみ、運動機能の発達を促すとともに、郊外の走行にあたり他の交通機関との接触をさけるなどの危険防止の判断も助長するように努めるべきである。」
- (45) 同上・P. 1299「すなわち、本件においては、(中略)亡申志は事故当時一二歳の男子中学生で、しかも被告青年会の小学生サイクリングに参加し、すでにサイクリング二回総距離四八三軒の経験をつんでおり、亡申志にとっては通行可能であると解される(後略)」
- (46) 同上・P. 1299「亡申志においても自らの判断で対向車の危険の有無を判断して自転車を停止させて離合するのが相当であり、サイクリングリーダーが自転車を停止させなかったことに過失があるものとして損害賠償責任を追求するのは相当ではない。」
- (47) 同上・P. 277・45「高校は(中略)点呼までは各クラスの担任の教員が自分のクラスの部屋を適宜見回っていた(後略)」
- (48) 同上・P. 279「右義務は、生徒を一時休憩のため解散し、自由に雪渓を見学させる場合でも免除されるものではなく、解散に際しては、生徒に単に危険な状態等について注意するのみでなく、生徒の行動について十分に監視し、事故の発生を防止しなければならないものである。」
- (49) 同上・P. 283「その後、(中略)組毎に記念写真を撮って順次解散し、引率教諭約五名、中村孝光、交通公社職員二名は生徒の行動全般を監視した(後略)」
- (50) 同上・P. 585「本件キャンプにおいては、指導者は被告沖田を含む二名で約三〇名の少年の指導、監督にあっていたものであるから指導者が個々の少年に付添って右注意事項を遵守させることは不可能であることを考慮すると、一般的には、被告沖田は右口頭の注意をもって監督義務を尽くしているものと評価すべき余地がある(後略)」
- (51) 同上・PP. 277・41～277・42「もっとも中学一年生の場合、幼児や小学校低学年の児童と比較すれば、心身の発達も相当進み、判断能力、行動能力も備わりつつあるから、生徒自身が危険箇所の発見、危険回避の行動、自己規制等をある程度なしうることは期待できるけれども、心身の発達程度は成人に比べて未熟であるから、教職員に課せられた右注意義務は相当高度のものというべきであり、一三歳前後の通常の判断力、行動力によってもなお危険発生の可能性がある箇所を早期に発見し、(中略)その行動(生徒の行動・筆者注)を監視して、生徒の生命、身体の安全を確保すべき注意義務がある。」
- (52) 同上・P. 277・46「しかし、高校二年生といえ一七歳に達しており、通常その心身の発達の程度は成人に近いものがあり、自己の行為によりいかなる結果が生じいかなる責任を

負担するかの判断能力も成人に近いものがあり、このような生徒には自主的に自己の行為を規制し、責任をもって行動することを期待するものである。そして、これらの生徒を引率する教員は右のような能力に達していることを前提とした適切な注意監督をすれば足りるというべきである。」

- (53) 同上・P. 277・46「本件の場合自由時間は生徒（高校二年生・筆者注）の自由にまかせられた時間であり、修学旅行時にあっては平常時よりもうわつた気分になりがちであることを考慮しても、引率教員は、すでに一般的な注意を生徒にくり返し与えているのであるから、それ以上に生徒の一切の行動を常に監視する必要はなく担任の適宜の見回り等で足りるといべく、（中略）引率教員の過失を認めることはできない。」
- (54) 同上・P. 279「しかし、右義務の内容は、小学校又は幼稚園の児童又は園児のように心身の発達が未熟で判断能力の低い者に対するそれと、成人に近い判断能力を有するまでに心身の発達している高等学校の生徒に対するそれとでは自ら差異があると解すべきである。」
- (55) 同上・P. 286「そして引率者はそれぞれ、全生徒の行動を監視し、個別的にも、携帯マイク等で呼びかけていたのである。以上のような引率者の注意と監視の行為を考えるならば、判断力の未熟なものがまだ残り、旅行という浮ついた気持ちのあることを考慮に入れても、一七年余に達した高校二年生という成人に近い判断能力を有している者に対する注意義務としては欠けるものがあつたということとはできない。」
- (56) 同上・P. 661「しかして、小学校低学年の児童生徒がグループ同志で接した場合には、相互の好奇心ないし対抗意識から両者の間に心理的な緊張状態を生じ、些細なことから喧嘩等の紛議や小競り合いなどを生ずる虞なしとせず、殊に遠足というような気分が高揚し、解放的な心理状態となることを避け難い場においては、右の虞れが多分にあることは控訴人主張のとおりであるから、偶然とはいえ両校児童生徒が遠足の場を同一とする事態が現出した以上、引率の任にあたる教諭としては、右の点に十分配慮して、適切な監督の措置を講ずるべきであつたことはいうまでもない。」
- (57) 同上・P. 661「前記認定のとおり油山観音境内は三つの広場を合わせてもさして広い場所とはいえないのであるから、同所に同校二年生各三学級の多数児童生徒が入り交じって遊び廻るときは、他校生への対抗意識から、とかく喧嘩を招き易いものであり、（中略）些細なことから両校の児童生徒間に紛議を生じ、これが喧嘩闘争に発展し傷害事故が発生する虞れがあることは十分に予測することができたといべきである。」
- (58) 同上・P. 662「小学校二年生程度の低学年児においては、集団で喧嘩闘争に及ぶときには、投石行為などに走り勝ちなことは明らかであつて、予見が極めて困難な事故であつたといふことは到底できない。」
- (59) 同上・P. 662「春吉小学校児童生徒を監督すべき地位にあつた同校教諭堤ほか二名は、金山小学校児童生徒が同境内に登ってきた際、これを直ちに知つたのであるから（中略）、自校の児童生徒が金山小学校の児童生徒との間に喧嘩口論などに及ぶことのないよう適切な防止措置を講ずべき注意義務があつた（後略）」
- (60) 同上・P. 663「しかしながら、同校児童生徒ら相当数のものが食事を了えてから、遊び場所にゆとりのない本堂前広場をはなれて石橋上の小広場の方に移動して行つたものであり、

同校森教諭らは当然これを目撃していたものと認められるから、同教諭らの目の行き届かない右小広場上において、同校児童生徒が春吉小学校児童生徒と接触して両者の間に喧嘩闘争の生ずる虞れのあることを逸早く予見し、これを防ぐため、少なくとも同校教諭一名は同広場を巡回して児童生徒らの行動を監視すべきであったものであり、(後略)」

- (61) 同上・P. 277・46「本件の場合自由時間は生徒(高校二年生・筆者注)の自由にまかせられた時間であり、修学旅行時にあっては平常時よりもうわついた気分になりがちであることを考慮しても、引率教員は、すでに一般的な注意を生徒にくり返し与えているのであるから、それ以上に生徒の一切の行動を常に監督する必要はなく担当の適宜の見回り等で足りるというべく、この点につき監督体制に不備ありとして引率教員の過失を認めることはできない。」
- (62) 同上・P. 1304「そのため、被告池ヶ谷は、(中略)登山中の参加者らの状態、動静を十分掌握できる体制をつくらず、参加者らにとって多少ともコース、日程に無理ある本件登山を強行して本件事故直前頃は邦子(本件事故被害者・筆者注)を含む参加者に相当疲労した者が出てきたのにその認識を欠き、(後略)」
- (63) 同上・P. 283「山納義民教諭は、富田信三教諭の横に立って、前夜のメモを見ながら注意事項を告げるのに手落ちがないことを確認した。」
- (64) 同上・P. 663「しかしながら、同校児童生徒ら相当数のものが食事を了えてから、遊び場所にゆとりのない本堂前広場をはなれて石橋上の小広場の方に移動して行ったものであり、同校森教諭らは当然これを目撃していたものと認められるから、同教諭らの目の行き届かない右小広場上において、同校児童生徒が春吉小学校児童生徒と接触して両者の間に喧嘩闘争の生じる虞れのあることを逸早く予見し、これを防ぐため、少なくとも同校教諭一名は同広場を巡回して児童生徒らの行動を監視すべきであったものであり、(後略)」
- (65) 同上・PP. 277・31・二～277・31・三「山荘の構造自体が特に雪山の山荘として構造上の危惧があったわけではない(後略)」
- (66) 同上・P. 277・31・二「食糧については四月一日昼食分(非常食を入れると四月二日分)まで確保されており、(中略)西駒山荘に滞在するについて食糧(中略)に当面不安はなく、(後略)」
- (67) 同上・P. 277・31・二「燃料は炊事用に雪を溶かすためのものとしては四月二日分まで十分余裕があったから、(中略)燃料に当面不安はなく、(後略)」
- (68) 同上・PP. 277・31・六～277・31・七「下山にあたり小泉はリーダーの加藤に対し、全員の荷物を再点検して装備の重量にアンバランスが生じないように(中略)指示した(後略)」
- (69) 同上・PP. 277・31・六～277・31・七「下山にあたり小泉はリーダーの加藤に対し、(中略)三ッ岩から先の未知の部分にどんな危険箇所があるかわからないから、普通はキスリングの中にしまっておくザイルをいつでも取り出せるように四〇メートルザイルはリーダーの加藤の、二〇メートルザイルはサブリーダー角田のキスリングのそれぞれ一番上に取りつけておくよう指示した(後略)」
- (70) 同上・P. 277・31・七「下山のための出発に当って(中略)小泉は雪崩等の危険箇所に備えてキスリングの上にザイルをセットさせるなどの対策を講じている(後略)」

- (71) 同上・P. 1304「その担当者（登山の企画及び実施の担当者・筆者注）は、山の気象状況にも留意し、慎重に登山を実施すべきである。」
- (72) 同上・P. 277・31・二「登山パーティーの引率者に対して、天候の推移を把握するために、その時期とその現地における天候の特性についての知識及び気象通報による天気図の作成とその読みとりの技術を身につけ、これを活用することが要求される（後略）」
- (73) 同上・P. 277・41「中学一年生を対象とする校外教育活動として登山旅行を実施する中学校の教職員は、（中略）生徒を引率するに際しては、絶えず生徒の置かれている環境に注視し、（後略）」
- (74) 同上・P. 277・31「下山決定をするに際してはまず安全の確保を第一とし、（後略）」
- (75) 同上・P. 277・31「予測される危険を回避するには下山の場合と滞在の場合とにおけるそれぞれの危険を十分比較衡量してより安全な処置をとるべきものである（後略）」
- (76) 同上・P. 277・31・五「雪崩の危険を回避するため沢筋に踏み込まない（後略）」

### Ⅲ. まとめ

以上のことから、登山やキャンプなどの野外活動の参加者に対して指導者の立場にある者が、安全面から運動実施中に注意すべきこととしては、くり返しになるが次のことがらがまとめられる。

#### (1) 野外活動の参加者の指導について

- ① 野外活動において、運動実施中も安全確保のために参加者に対して、適切な指示や注意を具体的にする。

夜間の場合や危険な場所での場合には、特に注意する。

ただし、参加者が成人や成人に近い判断能力を有すると思われる高校生などの場合には、当人の危険回避の行動が期待でき、それを前提とした指導でもよい。

- ② もしも運動実施中に、危険な状況が発生したり発生する恐れが強くなった場合には、直ちにその状況に応じて参加者の安全の確保のために適切な指導や注意をする。
- ③ 活動実施途中の休憩や一時解散などの場合でも、安全のために必要に応じて参加者に注意をする。
- ④ 外部からの指導者の指示に対しても、よく従うように参加者に注意をする。

#### (2) 野外活動の参加者の監督について

- ① 当該の野外活動において生ずる恐れのある危険に対し、参加者の保護のために適切な監督をしておく。

ただし、参加者が当該活動について体力・技術などにすぐれている場合には、当人の危険回避の行動が期待でき、それを前提とした監督でもよい。

- ② もしも運動実施中に、危険な状況が発生したり、発生する恐れが強くなった場合には、その状況に応じて参加者の安全確保のために速やかに補助や援助などの措置をする。

特に、体力・技術などに劣る参加者に対しては十分な措置をとる。

- ③ 活動実施途中の休憩や一時解散などの時でも、必要に応じて安全のために参加者の監督をしておく。

また、他の外部の集団との参加者の接触についても注意を払い、事故防止のために配慮しておく。

(3) 人的設備について

- ① 運動実施中の参加者の体調の変化や動静を把握するための監視体制を整えている。
- ② 活動中に予定外の出来事が生じた場合でも、参加者の安全のためにその状況に応じて必要な体制を適宜とる。
- ③ 運動実施中も、指導者同士で安全のために相互に連絡をとり合っている。

(4) 物的設備について

- ① 当該の野外活動の具体的な内容に応じた適切な施設や用具等を用いる。
- ② 運動実施中も、天候や周囲の状況の変化について絶えず注意を払い、把握しておく。  
もしも運動実施中に、危険な状況が発生したり、発生する恐れがある場合には、実施を続ける場合と中断する場合とでどちらがより安全かを判断して対応する。

(尚、登山やキャンプなどの野外活動における運動実施後の責任については、今回の資料においては判例が見出せなかった。別途検討することとしたい。)

[引用・参考文献]

1. 加藤一郎・宮原守男・野村好弘編（昭和51年）不法行為判例集成・第10巻・人の被害(1)・ぎょうせい（加除式）
2. 加藤一郎（平成3年）不法行為（増補版第20刷）・有斐閣
3. 四和和夫（平成4年）不法行為（初版第刷）・青林書院
4. 川井健（1993年）民法入門（第2版第1刷）・有斐閣
5. 伊藤堯（昭和48年）体育・スポーツ事故判例の研究・道和書院
6. 同上（昭和55年）体育法学の課題・道和書院
7. 早川芳太郎他編（昭和50年）体育・スポーツの事故と対策（増補版第2刷）・第一法規出版
8. 文部省体育課判例研究会（昭和49年）体育・スポーツの事故と裁判・日本体育社
9. 星野英一他編（平成7年版）小六法・有斐閣
10. 伊藤堯・山田良樹編（1995年）スポーツ六法・道和書院

尚、本稿において検討対象とした判例の概要は表1に示す通りであり、本稿のⅡ. における[注]の番号もあわせて示した。

表1. 本稿において検討対象とした判例の概要

No.	①事故のあった 野外活動	②被害者(被害)	③被 告	④争 点	⑤結 論	⑥裁判所	⑦裁判 年月日	⑧関係する[注]番号
1	市立中学校の野外教育 活動としての登山旅行	市立中学校1年生 男子生徒1名(転落死亡)	長野市 (引率教師らの使用者)	引率教師らの過失	認められた	長野地裁	昭和52年 1月21日	Ⅱ:(4)・(6)・(51)・(73)
2	県立高校の修学旅行	高校2年生 男子生徒1名(死亡)	三重県 (引率教師の使用者)	引率教師らの過失	認められた	津地裁	昭和54年 10月25日	Ⅱ:(1)・(2)・(15)・(17)・(18) (26)・(39)・(40)・(41)・(47) (52)・(53)・(61)
3	県立高校の修学旅行	高校2年生 男子生徒1名(死亡)	兵庫県 (引率教師の使用者)	引率教師の過失	認められなかった	神戸地裁	昭和49年 5月23日	Ⅱ:(7)・(8)・(9)・(10)・(11) (12)・(14)・(16)・(32)・(48) (49)・(54)・(55)・(63)
4	少年団のボランティア 活動としてのキャンプ	少年団の団員の少年1名 (負傷)	少年団 (引率の指導者の所属団 体)	引率の指導者の過失	認められた	福岡地裁 小倉支部	昭和59年 2月23日	Ⅱ:(3)・(19)・(42)・(50)
5	市立小学校の遠足	市立小学校2年生 児童1名(負傷)	福岡市 (引率教師らの使用者)	引率教師らの過失	認められた	福岡高裁	昭和56年 9月29日	Ⅱ:(13)・(20)・(21)・(22)・(23) (25)・(43)・(56)・(57)・(58) (59)・(60)・(64)
6	社会人体育文化協会企画 の登山	一般参加の社会人 女性1名(滑落死亡)	静岡県社会人体育文化協 会(登山のリーダーの所 属団体)	登山を企画し、リー ダーでもあった協会 職員の過失	認められた	静岡地裁	昭和58年 12月9日	Ⅱ:(5)・(35)・(36)・(37)・(62) (71)
7	都立工業専門学校の山岳 部のクラブ活動としての 登山	山岳部員1名 (雪崩にまきこまれ死亡)	東京都 (引率教員の使用者)	引率教員の過失	認められなかった	東京地裁	昭和59年 6月26日	Ⅱ:(27)・(28)・(29)・(30)・(31) (33)・(34)・(38)・(65)・(66) (67)・(68)・(69)・(70)・(72) (74)・(75)・(76)
8	サイクリング同好会の サイクリング	同好会メンバーの12歳 男子中学生1名 (道路で転倒しバスに轢 過され死亡)	サイクリング・グルー プのリーダー	サイクリング・グルー プのリーダーの過失	認められなかった	京都地裁	昭和54年 4月10日	Ⅱ:(24)・(44)・(45)・(46)